

精神保健指定医の新規指定申請に関するQ & A（令和4年2月28日時点）

精神保健指定医の新規申請を予定している方から多く寄せられる質問等をQ & A形式でまとめましたので、新規申請の際にご参考としてください。（従来からの、問い合わせへの回答内容をまとめたものであり、新たな考え方を示すものではありません。）

1 申請全般・指定申請書（様式1-1）

Q1-1 新規申請のための研修（精神保健福祉法第18条第1項第4号に規定する研修）を修了して1年以内に申請とありますが、具体的な申請期限はいつになりますか。

A 研修修了証の発行年月日の翌日から起算して1年以内に申請しなければ指定を受けられません。12月1日が研修修了証の発行年月日であれば、翌年の12月1日までに申請が必要です。なお、自治体の受理をもって申請となりますので、余裕を持って申請の準備をお願いします。

Q1-2 結婚して姓が変わりました。旧姓で勤務するので、精神保健指定医の新規申請も旧姓で行ってよいですか。指定医証も旧姓で交付してもらえますか。

A 申請時に添付が必要な医師免許証においては、旧姓の併記が可能となっています。この医師免許証の記載と一致している限りにおいて、旧姓をもって申請し、旧姓での指定医証の交付を受けることが可能です。

Q1-3 住民票はA県にありますが、仕事の都合で実際はB県に居住しています。この場合、指定申請書（様式1-1）の「現住所」欄には、A県の住所ではなく、B県の居所の住所を記載してよいですか。また、申請先はB県でよいですか。

A いいえ。様式1-1申請書の「現住所」記載欄には、「住民票上の住所」を記載してください。また、申請書類は「住民票のある自治体」に提出してください。（いずれもA県）

Q1-4 指定申請書（様式1-1）の注釈において、「従事した期間」については「従事を開始した月の初日が毎月の1日でない場合には当該月を算入しない」とありますが、例えば、4月1日が日曜日で4月2日から診療に従事した場合は、当該月（4月）は算入せず次月（5月）からとなるのでしょうか。

A はい。当該月を算入せず、次月からとなります。（実際に1日に診療に従事していれば、当該月を参入することは可です。）

Q 1 - 5 4月1日に診療には従事していますが、医籍登録の手続きは完了していません。「診断治療に従事した期間」について、4月から算入することはできますか。

A はい。医籍登録の完了前であっても、実際の診療に従事を始めた日を初日として参入して構いません。

2 実務経験証明書（様式2-1及び2-2）関係

Q 2 - 1 同じ医療機関で週4日の常時勤務をしていた期間と、月2日程度のパート勤務の期間がありましたが、実務経験証明書は、まとめて1枚で証明を受けてよいでしょうか。

A いいえ。異なる「診療従事態様」の期間があれば、診療従事態様毎に分けて、別々に証明を受けてください。

Q 2 - 2 精神科を標榜しているクリニック（入院病床が無い）での勤務は、精神科実務経験に算定できますか。心療内科を標榜している医療機関での勤務、産業医、児童相談所の嘱託医としての勤務は算定できますか。

A 事務取扱要領1(2)のとおり、精神科を標榜している医療機関での勤務は算定できますが、心療内科や産業医での勤務は算定できません。

児童相談所については、児童相談所運営指針において精神科を専門とする医師の配置が定められているため、児童相談所の常時勤務の嘱託医として、診断又は治療に従事していた期間があれば、算定できます。

Q 2 - 3 育児休業の取得や病気治療のための休職をした場合、その期間を実務経験証明書の「診療従事期間」に算入できますか。

A いいえ。算入できません。実務経験の証明からは、診断又は治療に従事していない期間を除いてください。

Q 2 - 4 週4日、1日7時間勤務していますが、本勤務時間は実務経験証明書の必要な「診療従事態様」を満たしていますか。

A いいえ。満たしていません。事務取扱要領に記載のとおり、週4日以上、1日おおよそ8時間以上を満たしていることが条件となっています。これについては、週4日以上勤務でかつ、週合計で32時間以上勤務していれば、基本的に条件を満たすと考えます。（最終的には、提出された証明書の内容を確認の上、個別に判断します。）

Q 2 - 5 週 4 日、1 日 8 時間勤務していますが、雇用形態は「非常勤・期間従業員」の扱いとなっています。この場合、精神科実務経験の条件を満たしますか。

A はい。個別の雇用形態にかかわらず、週 4 日以上、1 日おおむね 8 時間以上診断又は治療に当たっていれば条件を満たします。

Q 2 - 6 医師歴 10 年目で、現在勤めている病院のみで、精神科の診断又は治療に従事した期間が 5 年を超えています。実務経験証明書は現在勤めている病院のものだけでよいでしょうか。医師免許取得後の 2 年間の臨床研修（医師法第 16 条の 2 第 1 項の研修）期間の証明は不要ですか。

A はい。実務経験証明書は、診断又は治療に従事した期間 5 年（精神科の診断又は治療に従事した期間の 3 年間を含む）の証明ができる範囲で結構です。この場合、医師免許取得後の 2 年間の臨床研修（医師法第 16 条の 2 第 1 項の研修）期間について様式 2 - 2 の提出は必要ありません。ただし、ケースレポート各症例の担当期間（入院・通院問わず）は常時勤務を証明できるものを提出ください。

Q 2 - 7 医師免許取得後の 2 年間の臨床研修（医師法第 16 条の 2 第 1 項の研修）の実務経験証明（様式 2 - 2）は A 大学附属病院（基幹型（旧管理型））が行っていますが、実際の従事先は B 市立病院（協力型）でした。指定申請書（様式 1 - 1）の「従事した病院名等の名称」には、実際に従事した B 市立病院（協力型）の名称を記載してもよいですか。

A はい。ただし、指定申請書と実務経験証明書の記載に不一致がある場合は記載不備となりますので、協力型研修医療機関であることが分かるように、指定申請書（様式 1 - 1）の「従事した病院名等の名称」の欄の施設名に「（協力型）」と記載して分かるようにしてください。

Q 2 - 8 医師免許取得後の 2 年間の臨床研修（医師法第 16 条の 2 第 1 項の研修）後の精神科専門研修プログラム（専門医研修（いわゆる後期臨床研修））は、様式 2 - 2「実務経験証明書（臨床研修期間用）」で実務経験の証明を受ければよいでしょうか。

A いいえ。精神科専門研修プログラム（専門医研修（いわゆる後期臨床研修））は、「医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修（H16 年 4 月 1 日以降のもの）」には当たりません。よって、実際に従事した医療機関ごとに、様式 2 - 1「実務経験証明書」により、証明を受けてください。

Q 2 - 9 実務経験証明書（様式 2 - 1・2 - 2）及び常時勤務証明書（様式 4）の「管理者職名及び氏名」の押印が廃止になりましたが、押印された証明書を提出してもよいでしょうか。

A はい。実務経験証明書（様式 2 - 1）、実務経験証明書(臨床研修期間用)（様式 2 - 2）、常時勤務証明書（様式 4）はいずれも押印不要ですが、押印された証明書を提出されても問題ありません。なお、様式の注釈にも記載のある通り、証明内容に疑義がある場合は、厚生労働省から当該施設に直接問い合わせる場合がありますのでご留意願います。

3 ケースレポート（様式 3 - 1）関係

(全般)

Q 3 - 1 申請各書類及びケースレポートは、片面又は両面のどちらで印刷したらよいでしょうか。

A 審査の都合上、すべて片面印刷としてください。

Q 3 - 2 前回の申請で「指定しない（不合格）」とされました。再度、新規申請をするに当たり、前回の申請で提出したケースレポートの症例を今回の新規申請に使用することはできるのでしょうか。

A 前回提出したケースレポートと同じ症例で再度ケースレポートを作成し、申請することは可能です。ただし、提出されたレポートは、新たに提出されたものとして、再度全体を審査することになるのでご留意願います。

また、ケースレポートは申請時から 7 年より前に診療に従事した症例について作成することは認められないなどの要件がありますので、最新の事務取扱要領をご確認ください。

Q 3 - 3 事務取扱要領 6（1）⑤には、ケースレポートは原本 1 通及び複写 4 通の 5 通を提出することとありますが、自筆署名をしたものを原本とし、これを 4 通コピーするということがよいでしょうか。複写にも自筆署名が必要でしょうか。また、すべてホチキス止めが必要ですか。

A 自筆署名をしたものを原本とし、原本の複写（コピー）を 4 通提出してください。なお、原本はホチキスやクリップなどは使用しないでください。（複写 4 通のみホチキス止めしてください。）

(表紙)

Q 3 - 4 担当終了後に医療機関の名称や住所が変わった場合、表紙④「当該症例を実務経験した医療機関名・住所」は、当時と現在のどちらを記載すればよいですか。また、実務経験証明書や常時勤務証明書における同記載方法についても教えてください。

A 表紙④は、ケースレポートの症例を担当した当時の名称・住所を記載してください。その場合、実務経験証明書及び常時勤務証明書については、当時の名称・住所のみとするか、現在と当時の名称・住所を併記してください。(現在の名称・住所のみですと、ケースレポートに記載された医療機関との同一性が確認できません。)

Q 3 - 5 現在も担当を継続している症例の場合、表紙⑦「主治医又は担当医になった期間」の終期(年月日)はどのように記載したらよいでしょうか。また、表紙⑥「当該症例の入院形態に係る入退院年月日」や表紙⑪「指導期間」における同記載方法についても教えてください。

A 「(申請日現在継続中)」と記載するなど、申請日現在で担当が継続中であることが分かるように記載し、本文と不整合が生じないようにしてください。⑥と⑪についても同様です。

Q 3 - 6 表紙⑩「退院後の外来支援」について、具体的な内容を教えてください。

A ⑩「退院後の外来支援の有無」の記載に関しては、「精神保健指定医申請時のケースレポート記述上の配慮について」の2(2)スを参考にしてください。

※精神保健指定医申請時のケースレポート記述上の配慮について(抜粋)

ス 退院後に外来治療を行った症例(外来移行症例)でない場合も、評価基準上、外来移行症例に要求されている、退院後の保健福祉等の支援や関係機関との連携に関する検討・評価を伴う対応を、入院期間中に申請者自らが行った場合は、表紙「⑩退院後の外来支援」が行われたものとして、実際の対応を具体的に記載することが望ましい。

なお、外来移行症例として提出できるものは、退院後の通院による治療についても、申請者が引き続き自ら担当として行ったものに限られる。この場合、評価基準上、外来移行症例に要求されている、退院後の保健福祉等の支援や関係機関との連携に関する検討・評価を伴う対応について、表紙「⑩退院後の外来支援」を含め、実際の対応を具体的に記載すること。

Q3-7 ケースレポートの症例の指導医が2名以上いる場合、表紙⑪の「指導を行った精神保健指定医」はどのように記載すればよろしいですか。

A 指導医が複数いる場合、氏名、指定医番号、指導期間の行を増やして、それぞれの指導医の内容が分かるように記載してください。なお、指導期間については、同じく様式の注釈に「指導期間は⑦の期間と一致すること」とあるので、「主治医又は担当医の期間」を網羅して、指導医の指導を受けていない担当期間が生じないように注意してください。

Q3-8 指導後に指導医の氏名が婚姻等により変わった場合、表紙⑪「指導を行った精神保健指定医」の氏名及び署名は指導当時か現在（変更後）の氏名のどちらを記載すればよいですか。また、指導医の常時勤務証明書（様式4）における同記載方法についても教えてください。

A 指導医の氏名は、現在（変更後）の指定医の証の氏名の表記で記載してください。指導医の常時勤務証明書（様式4）も同様です。

常時勤務証明書が当時の氏名（旧姓）でしか発行できない等、ケースレポートの氏名と一致させることができない場合は、ケースレポートに当時の氏名（旧姓）を併記して、同一性があることを確認できるようにしてください。

（関係法規に定める手続への対応）

Q3-9 【関係法規に定める手続への対応】で自由記載を求めている項目は100字程度で簡潔にまとめるよう指示がありますが、提出予定の症例では自由記載欄に100字程度でまとめることが困難です。100字を大きく超えて記載してもよいでしょうか。

A 様式の注釈に指示されているとおり、100字程度で簡潔に記載してください。その内容は、求められているそれぞれの事項を確認するのに十分なものである必要があります。記載分量が適当か（内容が冗長、余計な記載がないか）も評価の対象となります。

Q3-10 【関係法規に定める手続の対応】の〈医療保護入院〉5及び11に、それぞれ「入院届」「退院届」が10日以内に提出されたかを記載する欄がありますが、この「10日以内」の定義を教えてください。

A 該当箇所の記載については、初日を参入せず翌日から起算し、その効力は表示が相手方に到達したときに生じること（初日不算入・到達主義（民法上の原則））を基に判断します。よって、入院届であれば、入院翌日から数えて10日以内に自治体に入院届が到着していれば、「提出された」にチェックしてください。

※イメージ（○は10日以内（期限内）となる日、×は10日超（期限違反）となる日）
 （事例①）10日目が平日（開庁日）の場合

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	11日目	12日目
金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
入院日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×

（事例②）10日目が日曜日（閉庁日）の場合

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	11日目	12日目
木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
入院日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×

10日目が日曜日（閉庁日）の場合は、期間の末日が直後の開庁日に変更となります。

Q3-11 任意入院から医療保護入院に入院形態を変更後、再度任意入院に変更した症例の場合、【関係法規に定める手続への対応】において、1回目の任意入院は記載する必要がありますか。また、1回目の入院を記載する場合、2回目の入院とどのように区別して記載すればよいでしょうか。

A 【関係法規に定める手続への対応】は、「表紙の⑥に記載したすべての入院形態について（中略）記載すること。（同一の入院形態が表紙⑥において複数回存在する場合は、様式を1枚追加する等し、それぞれについて分けて記載すること。）」としており、1回目の任意入院についても、ケースレポートの担当期間として記載する場合は【関係法規に定める手続への対応】は必要となります。

この場合、様式を1枚追加、または同一用紙に区分して記載してください。その際、記載内容が1回目の任意入院の内容か、2回目の任意入院の内容かが、明確に分かるように記載してください。なお、一枚にまとめる場合の文字数はそれぞれ100字程度（合計200字程度）で可とします。

(本文)

Q 3 - 12 ケースレポートの本文の文字数は 1200～2000 字の範囲内とするよう指示がありますが、半角を 0.5 文字として数えてよいですか。また、〈入院時の状況〉、〈入院後経過〉、【考察】の文字数（19 字）も文字数に含まれますか

A 半角も 1 文字として数えてください。また、〈入院時の状況〉は 8 文字、〈入院後経過〉は 7 文字、【考察】は 4 文字として文字数に含まれます。

Q 3 - 13 様式の注釈に「なお、本文において関係条文の引用は要しない。」とありますが、「引用を要しない」とは、条文の内容を記載する必要はないということでしょうか。「法第〇条第△項第□号に基づく」というように、条文番号の引用は必要でしょうか。

A 条文内容・条文番号ともに、記載する必要はありません。「法に基づき●●とした。」等、簡単に記載いただいて構いません。

(その他)

Q 3 - 14 事務取扱要領 2 (2)スにおいて、申請者が退院後に通院治療を行った症例は、「通院治療の期間がおおむね 1 ヶ月以上であることが望ましい」とありますが、1 か月未満の場合は症例として提出できないのでしょうか。また、通院治療の回数についての決まりについて教えてください。

A 通院治療の期間が 1 ヶ月未満の症例を、通院治療を行った症例として提出するか否かは、申請者の判断となります。なお、そのような症例が、申請者が退院後に通院治療を行った症例と評価されるかどうかは、指定医資格審査部会での個別の審議によることであり、一律にお答えすることはできません。
なお、通院治療の回数に関する特段の定めや条件はありません。

Q3-15 担当していた患者さんの退院とほぼ同時期に、主な所属が別の医療機関に異動となりましたが、週1日異動前の医療機関で勤務（非常勤）を継続しています。この週1日の勤務において、この患者さんの外来通院治療を担当している場合、事務取扱要領2(2)アの、申請者が退院後に通院治療を行った症例として提出することはできますか。もし、提出できない場合、レポートはどのように記載すればよいですか。

A いいえ。ケースレポートとして提出する症例は、事務取扱要領2(2)アにあるとおり、精神病床を有する医療機関において常時勤務（週4日・1日概ね8時間以上）していることが前提になります。通院の担当期間について、当該医療機関で常時勤務していなくても良いということにはなりません。

なお、担当途中で常時勤務でなくなった症例を提出する場合は、常時勤務を終了した時点で「人事異動（転職）により担当を終了した」旨をケースレポートに明記し、表紙の担当期間もその日までとしてください。その後の経過を記載する場合も、あくまで担当していない期間の当該症例の経過として記載するようにしてください。

※外来移行症例の提出については、以下も参照してください。（指定医研修会資料から抜粋）

外来移行症例は提出が望ましい症例であり、提出が必須ではない。

外来移行症例として評価を受けるためには、以下の内容を満たす必要がある。

- ①退院後の外来（通院）治療についても、概ね1か月以上申請者が引き続き自ら担当していること
- ②評価基準で求められている、退院前に退院後の患者に対する保健福祉等の支援や関係機関との連携の必要性を検討・評価を行っていること
- ③通院の担当期間も当該医療機関で常時勤務（週4日・1日おおむね8時間以上）であること
- ④通院の担当期間も指導医の指導を受けていること

⇒①～④を満たす外来移行症例として評価を受ける場合は、以下の点に留意すること。

- ・表紙⑦に入院期間と分けて担当期間を記載し、後ろに「(通院)」と記載する。
- ・本文に退院前に退院後の保健福祉等の支援や関係機関との連携に関する検討・評価を伴う対応として行った事項について具体的に記載する。
例) 病院外の支援関係者を交えて実施したケア会議、予め導入の調整を行った障害福祉サービス（患者や家族の意向により、実際に実施に至らなかったとしても、相当する具体的な対応のための評価・検討の経過は記載すること。）
- ・表紙⑩に表紙⑦の期間と一致する指導期間を記載する。
- ・ケースレポート一覧（様式3-2）の⑥は「該当」とする。
- ・表紙⑦・⑩に記載した期間を全て証明する、実務経験証明書（様式2）、常時勤務証明書（様式4）を提出する。

⇒外来（通院）治療を行っているが、①～④を満たさないため、外来移行症例として評価を受けることを希望しない（入院のみの症例として提出する）場合は、以下の点に留意すること。

- ・表紙⑦・⑩には入院期間のみを記載する。
- ・本文に、退院後の外来治療の経過を記載する場合も、あくまで担当していない期間（≒別の医師が担当した期間）の経過として記載する。
※表紙⑦に入院期間のみを記載する一方、本文に「外来治療も申請者が自ら担当した」等と記載すると、レポート全体として不整合の疑義が生じるおそれがあるので慎むこと。
- ・ケースレポート一覧（様式3-2）の⑥は「非該当」とする。

Q 3 - 16 措置入院や医療保護入院の入院時の指定医の診察に立ち会っていませんでしたが、入院日中に担当を開始した場合、事務取扱要領 2 (2) イの「入院から」従事した症例としてケースレポートを提出することはできますか。

A はい。可能です。入院日当日に担当開始すれば、入院から従事した症例となります。
※ なお、担当開始が、日付変更後（入院日の翌日）となった場合は、「入院から」従事した症例とすることはできません。

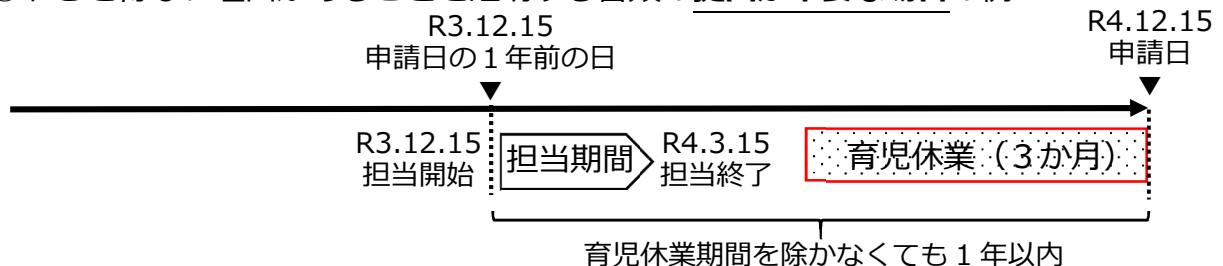
Q 3 - 17 現在、育児休業中ですが、育児休業取得の事実を証明する書類（事務取扱要領 6 (1) ⑦）は必ず提出が必要ですか。

A いいえ。必要がない場合もあります。
事務取扱要領 6 (1) ⑦の「申請前 1 年以内に従事した症例に関して、やむを得ない理由があることを証明する書類」は、申請前 1 年以内を計算する際に育児休業の期間を除くために必要です。
育児休業の期間を除かなくても、申請前 1 年以内に診療を開始した症例を 1 例以上提出することができる方は、提出不要です。以下の図を参考にしてください。

○やむを得ない理由があることを証明する書類の**提出が必要な場合**の例



○やむを得ない理由があることを証明する書類の**提出が不要な場合**の例



Q 3 - 18 指導医の更新研修修了証（事務取扱要領 6 (1) ⑪）の提出は必須ですか。

A 指導医が更新研修を受講していることは、令和 7 年 7 月以降に担当を開始した症例の指導医に限り求められます。よって、これに該当しない場合は提出不要です。

（問い合わせ先）

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 精神・障害保健課 審査係

電話番号（代表）：03-5253-1111（内線 3028、3058）

※個別の審査内容や具体的なケースレポートの書き方に関するお問い合わせは、資格審査の内容に関わるため、回答できないケースがあります。予めご了承ください。